

1 Zedler, *Grosses vollständiges Universallexicon*, XIII, p. 405.

2 Milos Vec, *Zeremonialwissenschaft im Fürstenstaat. Studien zur juristischen und politischen Theorie absolutistischer Herrschaftsrepräsentation* (Frankfurt am Main 1998) の儀礼に関する書物の概観と分析を参照せよ

3 先立つ時代における王室の日課の変化や 15 世紀にはさらに儀式化する食事やその他の出来事については、Kruse and Paravicini, eds., *Höfe und Hofordnungen* や C. M. Woolgar の詳細で見事な研究 *The Great Household in Late Medieval England* (New Haven 1999) を参照せよ

4 例えば、Primi Visconti, *Mémoires*, p. 152; Jean Rousset de Missy and Du Mont, *Le Cérémonial Diplomatique des Cours de l'Europe ou collection des actes, memoires et relations qui concernent les Dignitez, Titulatures, Honneurs et Prééminences...Et en general tout ce qui a rapport au Cérémonial & à l'Étiquette*, 2 vols. *Supplément au Corps Universel Diplomatique du Droit des Gens* 4-5 (Amsterdam and The Hague 1739), I, p. 682; Johann Christian Lünig, *Theatrum Ceremoniale historico-politicum oder historisch und politischer Schau-Platz aller Ceremonien...*, 3 vols. (Leipzig 1719-1720), I, p. 299; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 219-220, 252; 1842 年刊行の Montesquieu, *Pensées in Œuvres Complètes*, p. 1038; Saint-Simon, *Mémoires*, XXVII, 143; XXVIII, pp. 148, 340-341; 148 ページは、*Parallèle* (p. 87) を以下の有名な文章とともに引用している。'Avec un almanac et une montre, on pouvait à trois cents lieues de lui dire avec justesse ce qu'il faisoit'. このことは、国王が「起床」の間に彼の意向を知らせ、その後に厳密にスケジュールが続けられるということに注目して、pp. 340-341 において、ほのめかされている

5 Salvadori, *Chasse*, pp. 202-215 はフランス王家の狩猟の頻度を示している。'Abschußlisten'や Oskar von Mitis, *Jagd und Schützen* で記されているハプスブルク家の狩猟の頻度などに関する詳細と比較できる。賭け事やゲームに関しては、Olivier Grussi, *La vie quotidienne des joueurs sous l'ancien régime à Paris et à la court* (Paris 1985)を参照せよ

6 Dangeau, *Journal*, I, pp. 87-89: しかしながら、'Fin de l'année 1684'は日課の概略を示し、日々の時間に関する問題が明確に書き残されている。ダンジョとスルシュの両者とも、時間やその他の詳細を明確に言及する代わりに、国王の仕事に対してしばしば「日常の」という言葉をつけている。ただし後者に関しては、国王や宮廷人の日常生活についてはそれほど言及していない。Moi, Marie Du Bois. *Gentilhomme Vendômois valet de chamber de Louis XIV*, ed. François Lebrun (Rennes 1994), p. 155 を参照すると、「普段の時間よりも早くに」王太子を起こしている。リュイネはルイ 15 世の治世において、同様

の役割を果たしていた；彼の回想録は、ダンジョと同様で、ありのままを描く傾向にある。スルシュの『回想録』は、単調な活動にあまり関心を持つことなく、彼の見解に関しては率直に述べる傾向にあるため、ここではそれほど役に立たない

7 HHStA ÄZA K 8 (24 September 1677): ゴンザーガ家のエレオノーラの宮廷女長官のための指示書 (fols. 301-308, fol. 302v) には、‘gewöhnliche Studen’という言葉が見られる。または、HHStA ÄZA K 9, 1673-1676 はマリア＝テレジアの宮廷女長官のための同様の指示書があり、クラウディア＝フェリーツィタスのために、余白にコメントして変更を加えており (fols. 463-469)、fol. 465r には時間に関する言及がある。宮廷女官は 10 時 30 分前に宮廷を離れることはできず (横線で消される)、7 時前に戻らなければいけない (横線を引かれ、8 時に変更される)、そして冬は、6 時に戻らなければいけない (横線を引かれ、7 時に変更される) (‘Zu rechter Zeit’, fol. 465v; fol. 468v)。6 時に宮廷女官は、謁見の間で騎士とともに、皇妃の食卓に給仕する前に、ひと時過ごす。同様のテキスト (HHStA OMeA Sr. 367 (1557-1699), no. 16) は、Bastl and Heiss, ‘Hofdamen und Höflinge’, pp. 235-243 によって編集されている。この p. 238 から、時間に関して上記を引用している。Grete Mecensefy, *Im Dienste dreier Habsburger. Leben und Wirken des Fürsten Johann Weikhard Auersperg (1615-1671)* (Vienna and Leipzig 1938), pp. 505-508 に活字化されているヨーハン＝ヴァイカールト・アウアースペルクの娘のための指示書と比較すると良い。寝室のための指示書には、この点についてはそれほど書かれていない；1651 年 3 月の部屋付き役人への指示書 (OMeA Sr K 74) や HHStA Familienakten, III, K 100 のなかの 1637 年 3 月 20 日の同様の宮廷侍従長への指示書と命令や、OMeA Sr K 74, no. 11 のなかの 1651 年 3 月の部屋付き従者への指示書も、宮廷のタイム・テーブルに関して言及していない

8 例えば、ältere Zeremonialakten (ÄZA) のなかの Zeremonialprotokoll (HHStA ZA Prot)からの抜粋を参照せよ。この抜粋は 1652 年から 1653 年のプラハでの選帝侯と皇帝、皇妃、新たに選ばれたボヘミア王フェルディナント 4 世の間で頻繁に行き来する訪問や ÄZA 3 のなかの皇妃と選帝侯の謁見について論じている。このような文書は、ほぼ毎年に関して見つけることができる。以下、これらの史料に見られるさらなる議論を参照せよ

9 Khevenhüller, *Tagebuch* and Elisabeth Grossegger, ed., *Theater, Feste und Feiern zur Zeit Maria Theresias 1742-1776*, Österreichische Akademie der Wissenschaften Philosophisch-Historische Klasse Sitzungsberichte 476, Veröffentlichungen des Instituts für Publikumsforschung 12 (Vienna 1987). ケーフェンヒュラーのキャリアの詳細とともに、Dickson, *Finance and Government*, I, pp. 340-341, no. 31 を参照せよ。彼の短い宮廷式部長 (1742 年 11 月から 1745 年 9 月) の就任期間のほとんどの間、彼は、第二宮廷長官でもあった

10 Adamson, *Princely Courts*, Introduction, pp. 24-47. Woolger, *Great Household*, pp. 83-110; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, chapter VI は、宮廷暦から用いている ‘Solennitäten und Andachten’の月々の記録を示してれている。そのなかで、‘Gala-tag’つまり 国家的な誕生日の祝賀、そして、‘gewöhnliche Andachten und Sollenitäten’と

‘Toison-Feste’に分かれている。この chapter VII は ‘Divertissemens und Lustbarkeiten’をつまり狩猟、音楽、麻薬の嗜好、仮装などの様子を描いている

11 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 222-249 は宮廷の一年間の詳細な暦を提供してくれる。同様の暦や興味深い概観（註の中に文献一覧もある）にかんしては、Elisabeth Kovacs ‘Kirchliches Zeremoniell am wiener Hof des 18. Jahrhundert im Wandel von Mentalität und Gesellschaft’, *MÖStA* 32(1979), pp. 109-142、とりわけ nn. 61,69, 84 のリストを参照せよ。コヴァーチはマリア=テレジアの治世の最初の 10 年までの継続性やその後起きた変化を明らかにしている。加えて、Anna Coreth, *Pietas Austriaca. Ursprung und Entwicklung barocker Frömmigkeit in Österreich* (Vienna 1959)を参照せよ。Nicolas Le Roux, *Faveur du roi* はアンリの宗教に関する態度がもたらした影響を明らかにしている。Moi, Marie Du Bois は、宮廷やデュ・ボワの所領内での宗教的な祝賀の複雑さを明らかにしている

12 Lünig, *Theatrum Ceremoniale*, I, p. 292 は、このことを宮廷での儀式が必要な理由と見なしている。粗暴な者に秩序やヒエラルキーの良き例を見せる必要があり、さもなくば、彼らは従順ではないであろうし、また君主の悪い例を真似することになるだろう。Milos Vec, *Zeremonialwissenschaften* の詳細で説得力のある研究と比較すると良い。BI. Coll. God, 481 の儀礼における宗教的な内包に関するテオドール・ゴドフロワによる明確な認識を参照せよ: fols. 72-73, points 34, 35 and 52 on fol. 73: 34, Respect rendu à religion; 35, Respect rendu aux ecclésiastiques; 52, Est reserve au roy de baiser les reliques portées au devant des eglises, lorsqu’il passé.

13 国王たちの聖体行列に関しては、Denys Godefroy, *Cérémonial François* (Paris 1649), II, pp. 933-987 を参照せよ

14 Godefroy, *Cérémonial François*, II, p. 965; BN Brienne 256 (あるいは BN MS naf 7225), fol. 85 の 1585 年の規則書を参照せよ。そこですべての主要な祝祭や毎月の第一土曜日に、ノートルダム大聖堂やその他の場所でミサや晩課に参加する年長者の役割が主張されている (AC, p. 323)。2000 年 9 月のマールブルクの学会の論文のなかで、ニコラ・ル・ルーが、不平を言う宮廷人とともにオルレアンやシャルトルへ徒歩で巡礼することについて議論しており、これについては下記を参照せよ。‘La Religion des courtisans dans la France de la Renaissance’, in *Hofgesellschaft und Höflinge*, ed. Malettke and Grell, pp. 507-524 and *Faveur du roi*, pp. 593-602。ルイ 14 世の晩年の信仰心については Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII, pp. 364-371 を、続くページのその他の聖体行列に関して、サン・テスプリ騎士団についての p. 367 を比較すると良い

15 *DAR*, p. 939 を参照せよ。1608 年にアンリは新設のノートル・ダム・デュ・モン・カメル騎士団を後援するために、教皇に許しを求めた。それには聖職者や俗人のメンバーの両方が含まれており、後に他の騎士団と合併した。ダンジョはルイ 14 世の治世に騎士団総長として仕えたが、それ以降は王族がこの名誉ある地位に就いた

16 Trabouillet, *Etat*, 1712, I, pp. 40-41 and 311-312 には「普段の」聖体行列として引用されている。*Cérémonial François*, II, p. 965 のアンリ 4 世の聖体行列や習慣的な宗教儀礼を参照せよ; BM2740 (1672-1677)は‘qui se fait tout les ans le 22.e de Mars en mémoire de la reduction de Paris souls le regne d’Henry 4.e...’と聖体行列について記載している。BM2742, fol. 183 でも「3月22日の聖体行列」についての記述があるが、1689年の時点では3月19日に開催された。しかし、*Cérémonial François* は、それ以前と同じ聖体行列について言及しており、例えば、II, p. 938 のものがあり、II 巻の p. 978 の‘reduction de Paris sur les Anglois’と関連付けられている。E. Soulié and E. Barthélemy, eds., *Journal de Jean Héroard sur l’enfance et le jeunesse de Louis XIII 1601-1628*, 2 vols. (Paris 1868), I, なかでも例えば、p. 99 (万聖節) や pp. 255-258 (聖週間) を比較すると良い。Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII; リュイネの『回想録』は、しばしば、聖体行列を引き合いに出している。例えば、Luynes, *Mémoires*, I, pp. 166, 275; II, p. 176; IX, pp. 50, 81, 428 などがあり、聖体行列の継続性を示している

17 Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII, p. 367, n. 3; BM 2740 fol. 78-81 は パリでのすべての主要な代表する機関をともなった「1676年8月の聖体行列」の史料であり、1683年に関しては BM 2742 (1682-1691), fol. 97v はヴェルサイユでの王や宮廷を伴った聖体行列の史料である。BN MS f16633 は儀典長ニコラ・ド・サンクトによる概観であり、fol. 269 では 1683年8月15日のヴェルサイユやパリで主要な社団を動員した儀式を確認することができる。サンクトは 1675年に関して会計簿の中に彼が書いた長い記述を参照して、かつてその儀式は再構築されたことを思い起こさせている。BN MS f16633 の fol. 370 では、サンクトの（ヴェルサイユにおける）1684年の聖体行列の記述を確認できる；典型的に、儀式は、単に儀式的な進行が不確かであるから記録されており、最も頻発する礼拝の儀式は、さらなるコメントや記述なしに行われるので、実際に行われたことよりも、史料が少ないのである

18 Luynes, *Mémoires*, I, p. 350 を参照せよ。ここには、聖体礼拝に関する6つの行事が実例として挙げられ、アンリ 3 世の布告の中で、「6つの祝祭」として挙げられており、リュイネのみが聖母マリアの被昇天と聖母マリアの誕生日を、国王が交互に祝うことを暗示している

19 それ以前のデータに関しては、Knecht, ‘The Court of Francis I’, p. 12 を参照せよ; Héroard, *Journal* にはほとんどの祝祭においてそのような記載が含まれており、触手儀礼に付随するその他の例が記述されている：例えば、I, pp. 255-258, 419; II, pp. 120-121 (1070), 122 (700), 191 (68), 223 (600), 256-257, 292 を参照せよ。スルシュやとりわけダンジョは正確に触手儀礼について報告している；以下の引用例を参照せよ。リュイネの記載はこの点に関する継続性を暗示しているが、1737年9月8日の聖母マリアの生誕祭に関する彼の記述を見ると（Luynes, *Mémoire*, I, p. 350）、以下のように記述している。‘Le Roi...a touché les malades au pied de l’escalier de marbre, il n’y en avoir qu’un très petit nombre et tous étrangers’—‘negative kommunikation’の一例は以下の文献で紹介されて

いる。Heinz Duchhardt, 'Krönungszüge. Ein Versuch zur "negative Kommunikation"', in *Im Spannungsfeld von Recht und Ritual. Soziale Kommunikation in Mittelalter und früher Neuzeit*, ed. H. Duchhardt and G. Melville (Cologne 1997), pp. 291-301.

20 聖体の秘跡の顕示に関しては、以下を参照せよ。Trabouillet, *Etat 1712*, pp. 292-293。例えば、BN MS f 16633 や BM 2737-2751 (または、1848 a-n の古い 'cotte') 聖体行列や宗教儀礼の頻繁な記述を参照せよ。サンクトの『日誌』はポルシャトランの以前の代理人であるデランジュによって複写され、補足された。デランジュは 1691 年に儀典長の職務を得た。15 巻になるこのシリーズは、1650 年代から 1720 代の終わりまで続いている; 興味深いことに、1650 年代は覆われていないようだ。状況は名簿の内容とも一致している。第 1 巻 (BM 2737) は *avertissement* を含んでいる。そのなかで彼は自身の史料の目録を作成している。宗教儀礼の記述はほとんど、先例や葬式といった王朝の行事やパリの社団、または宮廷における階級の説明と関係しており、宮廷の階級については、例えば、BN MS f 16633, fol. 216v があり、「灰の日における儀式」のために、君主のヒエラルキーと国王付き司祭のヒエラルキーを関連させている。デランジュによるサンクトの日誌の複写の中に、これに関する他の事例がある。BM 2742 (1682-1691), fol. 7; BM 185-186 は、1689 年に聖週間の様々な儀式について書いている

21 BM 2742, fol. 140-141: 'Communion du roy, 24 Decembre 1685. Mr. de Blainville'.

22 Lünig, *Theatrum Ceremoniale*, II, pp. 1016-1017 では、1718 年の洗足の木曜日における第一司祭と年長の枢機卿との間の衝突が記述されている。誰が宮廷司祭長の不在時に、礼拝堂においてその役割を果たすのか。第一司祭である司教か、訪問中の枢機卿か。結果、第一司祭がその名誉を認められた。しかしながら、リュイネの『回想録』は、同じようないくつかの闘争を記録しており、とりわけ、IX, pp. 63, 73-75 を参照せよ

23 例えば 1689 年のクリスマス・イヴやクリスマスに関しては Dangeau, *Journal*, I, p. 269 を参照せよ。そこでは、彼は以下のように書いている。24 日に国王陛下や王太子が「3 つのミサ」(初めのミサは 10 時に始まる)に参加し、「一日中ほとんどずっと、教会を訪れていた」

24 BM 2742, fol. 140-141.

25 Oroux, *Histoire ecclésiastique*, II, p. 252.

26 Héroard, *Journal*, II, p. 237 (1619 年 10 月 17 日)、その際、ルイ 13 世は病人に快く触れようとはしなかった。ペストがパリで流行していた時でさえ、病人は彼を悩ませた。彼は懺悔聴聞司祭にアルヌ彼らに話しかけるように頼み、彼らは国王が感染することはないとっていると、国王は不満をいった。そして、国王は司祭をゲームの王として扱った。ダンジョとスルシュは簡潔にそういった出来事について記述しており、彼らの記述は、このような尊い儀式は書き取られた順序によって不変的に進められるわけではないという結

論に達している。例としては、以下（このセクションはランダムであるが、しかし自由に書き足すことができ、慣習的な儀礼と、特別な中断に関して両方について書かれている）を参照せよ。Sourches, *Mémoires*, IV, p. 464 (6月9日): 'Le 9, qui étoit le jour l'octave du Saint-Sacrément, le roi [malade] n'alla pas à la procession, mais Monseigneur et les trios princes ses enfants y allèrent avec la même cérémonie que si le roi y eut été, hormis les gardes du corps, les cent suisses, et les gardes de la prévoté de l'hôtel allèrent attendre Monseigneur à la paroisse et ne l'escortèrent point en revenant, après qu'il eut entendu la grand "messe" '; Sourches, *Mémoires*, VIII, pp. 210-211, 1693年のキリストの聖体の祭日には聖体行列が行われなかった: 国王は軍隊を訪ねた; VIII, pp. 343-344 (1694年6月10日): 国王抜きで、聖体行列を行わなければならなかったが、王太子は喜んでその役目を引き継いだ; Sourches, *Mémoires*, VIII, pp. 369-370 (1694), 聖母マリアの被昇天の日: 「15日、国王は祈祷を行った。しかし、たいそうな理由から瘰癧患者に触らなかった。それは、大規模な流行病が広がり、医者は薬を持っていなかったからである。」国王は慣習的な祈祷に参加したが、善行を行わなかったわけではない。Sourches, *Mémoires*, VIII, pp. 397-398, 1694年の万聖節: 当時、ルイの痛風のため、触手儀礼は行われなかった。国王は善行を行い、政務日課に参加した。Sourches, *Mémoires*, VIII, p. 244, 1693年聖母マリアの被昇天の日: ヴェルサイユにあるアパルトマン付の「段差のない」礼拝堂において、「階上席でミサに」国王はキナノキを持っていったので、触手儀礼は行われなかった。しかし、聖体拝領は行われず、それゆえ（スルシュが主張するには）宗教的な善行が行われず、集められた高位聖職者の失望は大きかった。リュイネの『回想録』は触手儀礼や同様の勤行に関する行事を列挙しており、付随的に「常時の」と付け加えている。例えば、*Mémoires*, I, p. 154 や王が聖体拝領を行わなかった時に説明を加えており、言い換えれば病人に触ることは、安定した慣習であることをほのめかしており、例えば、王の病気の際に関しては、I, p. 428 が参考になる。触手儀礼の一時的な中断に関しては、以下を参照せよ; 触手儀礼の全般に関しては、H. Weber, 'Das "Toucher Royal" in Frankreich zur Zeit Heinrichs IV. und Ludwigs XIII', in *European Monarchy*, ed. Duchhardt et al., pp. 155-170; 加えて同じ本の中の、David Sturdy, 'The Royal Touch in England' (pp. 171-184)は、18世紀における伝統の生き残りについて疑い深く論じている

27 Sourches, *Mémoires*, III, p. 342 (1691年1月6日)の中の記述を参照せよ; AN O 1822, p. 64: 'Bal de la veille des rois 1708, antichambre pour le buffet; salon pour quatre tables où le rois a mangé'. これらの食卓にはそれぞれ17の食器一式が置かれている

28 AN O 1751, no. 70の中の「最後の晩餐」(*cène* または *coena*) の記述を参照せよ。ここでは、貧しいものはほとんど不在で、彼らに仕える高位の人々の階級や秩序についてのみ論じられている。ポアリアルは、Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII, pp. 542-544 に加えて、Du Peyrat, *Histoire ecclésiastique de la France* (1645)の「最後の晩餐」の記述を含めている。リュイネの『回想録』とも比較せよ。例えば、Luynes, *Mémoires*, V, p. 376; 1744年と1749年の「最後の晩餐」*cène* に関しては IX, p. 376 を比較せよ。後者のものは、いくつかの変化する活動について描かれており、1748年と1749年の国王の「最後の晩餐」では、王妃の「最後の晩餐」を公爵夫人が補佐している。多くの場合、王子たちだけが貧者

に仕え、宮廷の人員によって補助される

29 BM 2740 (1672年-1677年): fols. 49-50では、12人の参加者を伴った「最後の晩餐」がヴェルサイユで行われた」洗足式の記述があり、fol. 72-74 (1676年)にも、再び表れ13人の参加者が確認できる。辺境諸侯や同輩公はこの儀式に参加したかったが、王は明白にそれを王家の者だけに限定した。BM 2742 (1682年-1691年), fol. 185の中でも再び、1689年4月7日の13人の子供たちをともなった晩餐 *coene, cena, cène* を確認できる。王が儀式に伴う義務を果たすことを妨げられたとき、近親者が代行する。例えば、Dangeau, *Journal*, II, p. 130を参照せよ。彼は1688年4月15日に「王太子が晩餐の儀を執り行った」と記録している。Luynes, *Mémoires*, II, p. 98. さらに下記の例を参照せよ。Lünig, *Theatrum Ceremoniale*, 洗足式に関しては, II, pp. 996-997, pp. 1013-1014 (皇帝やドイツ君主: 12人の貧者), pp. 1030, 1032 (フランス: 13人の貧者)(触手儀礼を伴て): II, pp. 1015, 1026-1027, 8月15日の聖体行列; II, p. 1031. ウィーンにおいても、付随的に13人の貧者を確認でき、HHStA, ÄZA K 12 'liste der dreyzehn alte Männer die öffentlich gespeist wurden'を参照せよ。Thomas Schäfer, *Die Fusswaschung im monastischen Brauchtum und der lateinischen Liturgie. Liturgiegeschichtliche Untersuchung* (Beuron 1956), pp. 44-48, 90-91 and 96-97. この文献は一握りの者から300人を超える人員におよぶ変化する活動について議論しており、pp. 96-97では教皇の儀礼は12人の聖職者を伴った *mandatum clericorum* と13人の貧者を伴った *mandatum pauperum* の両方を規定していると、シェーファーは述べている

30 Héroard, *Journal*, I, pp. 255-257の注目すべき1607年4月12日の通達を参照せよ

31 *Journal inédit du duc de Croÿ*, II, pp. 202-204.

32 1739年、ルイ15世は触手儀礼の伝統を破った。以下を参照せよ。Luynes, *Mémoires*, X, pp. 391-392; Michel Antoine, *Louis XV* (Paris 1989), pp. 486-487; Minois, *Confesseur du roi*, p. 498は、アルジャンソンを引用している。レオンハルト・ホロウスキは筆者の関心に対して決定的な引用をしている。1769年にルイ15世は、彼の孫であるパルマ公に書いたものの中で、以下のように述べている。'Il est vray, mon cher petit-fils, que j'ay acquis a mon sacre le don de pouvoir être l'instrument de la grace que Dieu fait de guerir des écrouelles, mais pour cela il faut que j'y sois [聖体拝領に続く恵みの宣言の中で] moy meme, et il y a du temps que cela ne m'est arrive. Nous avons en ce païs cy des remèdes pour guérir de cette maladie. Si vous en voulez je vous en envoie et la manière de l'administer'; *Lettres de Louis XV à son petit-fils l'infant Ferdinand de Parme*, ed. Philippe Amiguet (Paris 1938), pp. 135-136; Marc Bloch, *Les Rois thaumaturges. Etude sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre* (Paris 1983 [Strasbourg 1924]), pp. 397-405. この研究書の中で、文書による証拠が欠乏しているにもかかわらず、ルイ15世は再び彼の患者に触れたと論じている。可能性はあるが、確かではない。D'Hézacques, *Souvenirs d'un page*, pp. 177-194では、適切に宗教的な儀礼を概観しているのであるが、彼の関心を引きそうな対象であるはずの

触手儀礼については言及していない。ルイ 15 世の治世において、「最後の晚餐」や洗足の木曜日の儀式は、「普段の」と記述されている。例えば、Luynes, *Mémoires*, XV (1756-1757), p. 25, April 1756; XVI (1757-1758), pp. 15-16, April 1757 などがある。Paul Kléber Monod, *The Power of Kings: Monarchy and Religion in Europe 1589-1715*, (New Haven and London 1999)は 1715 年における「君主国の聖なる権力」の終焉をほのめかし、ブロックの概観的な研究によっておそらく誇張されている継続性を過小評価している

33 例えば、*Hans Khevenhüller kaiserlicher Botschafter bei Philipp II Geheimes Tagebuch 1548-1605*, ed. Georg Khevenhüller-Metsch and Günther Probszt-Ohstorff (Graz 1971) (以下、Khevenhüller, *Tagebuch*)。この本は、慣習的な儀式についての簡潔な数多くの言及を含んでいる。例えば、ペンテコステの聖体行列 (pp. 71 and 199)、万聖祭 (p.201)。日記の大部分は、スペインでのケーフェンヒュラーの任務に関して書かれている。ローマ教皇大使カラファは、1692 年の報告書の中で普段の祝祭や聖体行列について書いている。これについては、Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 213-214 を参照せよ

34 例えば、HHStA ZA Prot 5, fols. 153-156r (1694 年 8 月 2 日)の聖体祭で使用された馬車についての順番の記述を参考にせよ

35 同類の復活祭週間の祈禱に関して、Khevenhüller, *Tagebuch*, IV, p. 25 (1756 年 6 月 6、7、8 日)と比較せよ

36 星十字団に関しては、Lünig, *Theatrum Ceremoniale*, III, pp.1161-1163 を参照; レオポルトの奇跡については、ZA Prot 4 (1681 年 11 月 29 日 - 1691 年 12 月)、fols. 590v-592v (1691 年 5 月 13 日、ラクセンブルク)、その後、結果として生まれた聖体行列は、しばしば繰り返して行われた。例えば、ZA Prot 5, fol. 79r (1693 年 5 月 17 日)を参照。ウィーンの解放に関する聖体行列に関して、ZA Prot 5, fol. 94r (1693 年 9 月 13 日)や 157r (1694 年 9 月 12 日)を参照せよ。儀式関連文書や儀式記録集は以下で詳しく触れるが、これらはサンクトの会計簿と同じく、宗教的な祝祭を提示し、その中でハプスブルク家の人々のライフサイクルに関係するものがほとんどであったことを示している。ハプスブルクの敬虔に関しては、ペトル・マチャ (プラハ) がウィーン科学アカデミー 'Werkstatt Geschichte' に提出した報告、'Die Habsburger im Fegefeuer. Die Dynastie und die Jenseitsvorstellungen der Barockzeit zwischen Pietas Austriaca und Aberglauben' を参照せよ。また、スペイン支配下のネーデルラントの同様の研究については、Luc Duerloo, 'Pietas Albertina. Dynastiek vroomheid en herbouw van het vorstelijk gezag', *Bijdragen en Mededelingen betreffende de Geschiedenis der Nederlanden*, 112, 1 (1997), pp. 1-18 を参照せよ

37 類似の聖体行列の記述はケーフェンヒュラーの『日記』にあり、例えば、IV (1756), pp. 6, 39, 42, 47-48 を参照せよ

38 ブルボン家のフィリップ 5 世がスペイン王位の保持を確かにした時、金羊毛騎士団は 2 つに分かれて継続することになった。一つはスペインのブルボン王家であり、もう一つが

オーストリアのハプスブルク家である。言い換えれば、その時まではプスブルク家のみであった。カール 6 世による騎士団の初めての威厳のある祝祭に関する議論は以下の史料の中である。HHStA ÄZA K 24 (1712 年 11 月 22 日): ‘Referat einer Conferenz von Toisons Ordens Rittern über das ceremoniel, womit das Andreasfest begangen werden sollte’. 1712 年以前に、設立に関する儀礼を確認できるが、儀式関連文書や儀式記録集の中で騎士団などの頻繁な祝祭は確認できない。騎士団全般に関しては、以下の文献を参照せよ。 *La Toison d’Or ou recueil des status et ordonnances du noble ordre de la Toison d’Or, leur confirmations, changemens, additions, ceremonies, immunités, exemptions, preeminence...depuis l’instruction jusques à present* (Cologne 1689).

39 Passer, ‘Berichte’, p. 335 の記述は、多かれ少なかれツオルガーやフェーゼのものと同じである。より有名なヘルナルスへの聖体行列に関して以下のものも参照せよ。Oswald Redlich, ‘Das Tagebuch Esaias Pufendorfs, schwedischen Residenten am Kaiserhofe von 1671 bis 1674’, *MIÖG* 37 (1917), pp. 541-579 and 565; ヘルナルスは以下の文献でも言及されている。Brown, *A Brief Account*, p. 150; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, p. 239; Kovacs, ‘Kirchliches Zeremoniell’ と比較すると良い

40 Passer, ‘Berichte’, p.335: ここで描く聖体行列は朝 10 時から始まり、12 時半まで続いた。以下のページにも似たような描写がある: pp. 335, 336, 348, 370-371, 379.

41 Brown, *A Brief Account*, p. 52.

42 教会の状況については、例えば下記のものも参照せよ。HHStA ZA Prot1, fols. 377-381; Passer, ‘Berichte’, p.p. 335-356; Lhotsky, ‘Kaiser Karl VI. Und sein Hof’, pp. 58-59; *Die höchst vergnueglichste Raiss*, p. 35; p. 40 には、間接的にオラトリオについて書かれている: 君主が出席していたため、司教は自身の天蓋を持てなかった。Luynes, *Mémoires*, I, p. 420 は礼拝堂における二つの天蓋を描いている。一つは国王のもので、もう一つはポリニャック枢機卿 the cardinal de Polignac のものである

43 Passer, ‘Berichte’, pp. 278-279; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 257-262; 1756 年 6 月 14 日の Khevenhüller, *Tagebuch*, IV, pp. 27-29, ‘amusements champêtres’ の不規則なデータと比較すると良い

44 ウィーンにおける洗足木曜日の洗足式の例に関しては、Passer, ‘Berichte’, p. 289 や同類のものに関しては、p. 370。パッサーはさらに寡婦となった皇妃や君臨する皇妃は同じように行い、貧しい女性を選び同様の治療を行う。ウィーンでは 12 日と 13 日に同様の混乱が起きており、これについては、カラファがどこで皇帝が 12 人の年老いた男を洗足し、皇妃が年老いた未亡人を洗足するようにいわれていたかを報告している。Hurter, *Friedensbestrebungen*, p. 214 (金のかげらに関する参照も含む); HHStA ÄZA K 12: ‘Lista der dreyzehn alte Männer die öffentlich gespeist wurden’, 一方で、儀式の頻繁な記述やリストは、HHStA ÄZA と ZA Prot の記述の 12 にある。聖週の大まかな類似の概観に関

しては、Khevenhüller, *Tagebuch*, IV (1756), pp. 13-15; (1757), pp. 76-78 を参照

45 例えば、以下を参照。AVA, Harrach 232, *Obersthofmeisteramt*, fols. 314-316: 1703-1705 年の 12 人の男のリストが印刷されている

46 *Wienerisches Diarium enthaltend alle so von Tag zu Tag so wohl in dieser Kayserlichen Residentzstadt Wienn selbstn sich zugetragen*; ÖNB, 393-052 B-D-E Kat またはマイクロフィルム 226 における、例えば、1729 年の Anhang (no. 31, 4 月 16 日) を参照せよ。そこでは、1770 年 4 月 14 日の問題と同様の報告があり、982 人の男と 1006 人の女の年が加えられた堂々たるリストがある。18 世紀後半には洗足はなお文書や儀礼の中で繰り返される項目であり、例えば以下の文献を参照せよ。Khevenhüller, *Tagebuch*, IV, p. 171 (1776 年 3 月), pp. 231-232 (1767 年 4 月); HHStA ÄZA K 70 8 (1765 年 3 月 20 日); マリア=テレジアやフェルディナントに関して、HHStA ZA Prot 33, fol. 27-28 (1769 年); ヨーゼフ 2 世に関して、fol. 142-143 (1770); ZA Prot 34, fol. 20, 133, 242; 1780 年代初めに関しては、ZA Prot 36: fol. 207 は 1790 年レオポルト 2 世の洗足に関して、ZA Prot 38, fols. 14, 97 は継続性に関して示している。洗足については以下の他の言及についても参照せよ。ÖNB cod. 12958 (1766 年), fol. 18-19 (12 人の女性と男性が 30 グロッシェンを受け取る); ÖNB cod. 12956, fol. 463 (1777 年)。

47 以下の文献に挙がっている声明文を参照せよ。 *Mémoires du maréchal duc de Richelieu*, ed. M. F. Barrière, 2 vols. (Paris 1868-1869), I, p. 209. 同じ証書は以下にも引用されている。Vehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, VI, pp. 287-289. この証書はおそらく、回想録の編者 Barrière によって書かれたものであるが、要点は、ほかの多くの史料の中で書かれているもので、例えば以下のようなものがある。Frescot, *Remarques historiques*, I, pp. 107-108; Frescot, *Mémoires*, pp. 81-83; Pöllnitz, *Mémoires*, I, pp. 237-238.

48 Kovacs 'Kirchliches, Zeremoniell', とりわけ nn. 61, 69, 84 の中のリストを参照せよ。Derek Beales, *Joseph II: In The Shadow of Maria Theresa 1741-1780* (Cambridge 1987), pp. 36-37, 156-159 と比較すると良い

49 Michèle Fogel, *Les ceremonies d'information dans la France du XVIIe au XVIIIe siècle* (Paris 1989); 史料の中に、個々のテ・デウム調整に関する言及がある

50 Du Tillet, *Recueil des Roys*, p. 312; フランソワ 1 世の宮廷については、Knecht, *Renaissance Warrior and Patron*, chapter 6, pp. 105-141 を参照; 1532 年から 1534 年における巡行の地図や記述に関しては、pp. 126-130; Potter, *History of France*, pp. 364-365; 以下の文献と比較するのも良い。Victor E. Graham and W. McAllister Johnson, eds., *The Royal Tour of France by Charles IX and Catherine de Medici: Festivals and Entries 1564-1566* (Toronto, Buffalo, and London 1979); Jean Boutier, Alain Dewerpe and Daniel Nordman, *Un tour de France royal: le voyage de Charles IX (1565-1566)* (Paris 1984).

51 ÖNB cod. 14676; HHStA OMeA Sr K 184, nos. 75-77 (1615), グンダッカー・フォン・リヒテンシュタインの改革に関する提案は、以下の文献で紹介されている。*Fürst und Fürstendiener. Gundaker von Liechtenstein, ein österreichischer Aristokrat des konfessionellen Zeitalters* (Vienna and Munich 1999); 1651年の改革についての史料の一つは以下を参照せよ。AVA, Harrach Historica 797, 枢密顧問官の意見書の一つには、3人の宮廷長官の活動や思想についての興味深い対話が記述されている。1620年代からのグンダッカー・フォン・リヒテンシュタインの改革の提案、トラウトマンズドルフの明確な隠居や自由放任、そして、例えば、ディートリヒシュタインの提案。これらの改革は、意見書に続いてすぐの様々な指示と密接にびったりと重なっている。例えば、HHStA OMeA Sr K 73 Kammerherreninstruktion (1651年3月2日), Hofmarchallinstruktion (1651年3月2日)、そして、短い Stallmeisterinstruktion (1651年2月27日)がある。OMeA Sr 74, no. II の3月2日の Kammerdienerinstruktion と比較すると良い

52 この引用は、HHStA OMeA Sr K 74, no. II, 1651年3月の Kammerdienerinstruktion からきている。しかし、ほとんどどのような布告にも通じる

53 例えば、AVA Harrach Historica 797, 'Gyettachten wegen der Hoffordnung' (1651年), p. 1.

54 AC, p. 301 に印刷されている 1585年の規則書。

55 AC, pp. 307-308.

56 AN KK 1431, '王の宮廷や従者のため、1601年7月7日に王によってつくられた規則書', fols. 129-137, at fol. 133v-136v. fol. 136では、3 solsは、国王の随行者のための、'capable de coucher deux personnes'寝台に一般的にかかる料金。あるいは、王妃の名簿では、2 sols。盗みに対して以下に示す 1677年と 1682年の法令 (BN Clair 828 prévôt, pp. 1253-1259) と比較すると良い

57 例えば、刊行された 1561年の Hofmarschall の指示書を参照せよ。(Ferdinand Menčík, 'Beiträge zur Geschichte der Kaiserlichen hofämter', *AÖG* 87 (Vienna 1899), pp. 447-563, at pp. 495-500, with point 15 on p. 498) ; HHStA, OMaA I, K 1 (1564-1712), 1615年の指示書 (マティアス)、1637年の指示書 (フェルディナント 3世)、後者の項目 I, 4 and 5 のなかでは、主に、騒動やその処罰について言及している。AVA Harrach Historica 797, Guettachten 1651 (フェルディナント 3世)

58 Moriz Dreger, *Baugeschichte der K. K. Hofburg in Wien bis zum XIX. Jahrhunderte*, Österreichische Kunsttopographie 14 (Vienna 1914) pp. 89-97; Harry Kühnel, *Die Hofburg zu Wien* (Graz and Cologne 1964), p. 16.

59 ハプスブルク家の旅に関する詳細な 19 世紀の概観を示す手稿史料は以下を参照せよ。HHStA Handschriften Weiß 1095: 'Itinerarien von Mitgliedern des Hauses Habsburg'; その他の旅についての研究: Hanns Leo Mikoletzky, 'Hofreisen unter Kaiser Karl VI.', *MIÖG* 60 (1952), pp. 265-285; Rotraut Miller, 'Die Hofreisen Kaiser Leopold I.', *MIÖG* 75 (1967), pp. 66-103; Wolfgang May, 'Reisen "al incognito". Zur Reisetätigkeit Josephs II.', *MIÖG* 93 (1985), pp. 59-91.

60 Souches, *Mémoires*, I, pp. 99-101 は以下のように述べられている。こうしたことから、宮廷はサン＝ジェルマンを後にした。1682 年 4 月にサン＝クルの王太子の居住で 2 週間過ごし、すぐ後の 5 月 2 日にヴェルサイユでの入居を始めた。

61 Redlich, 'Das Tagebuch Esaias Pufendorfs', p. 568; HHStA ZA Prot (1700-1709) の中のキツネ狩りと比較すると良い。Fol. 452 は、「個人的なこと」として、キツネ狩りを描いており、おそらく儀式はなされなかったと考えられる。Khevenhüller, *Geheime Tagebuch* でも、同じ形式の狩猟を参照できるが、ここで概観したような季節のリズムに明確に従ってはいない

62 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, p. 253.

63 以下の文献の描写を参照せよ。Mitis, *Jagd und Schützen*; Khevenhüller, *Tagebuch*, IV, pp. 11, 40, 41, 49; 例えば、HHStA ZA Prot no. 34, fol. 200 には追走猟について書かれている

64 例えば、Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 217, 221, 225 のカラファを参照せよ

65 マリア＝テレジアの巡歴に関する指摘と比較すると良い。Dickson, *Finance and Government*, I, p. 211.

66 HHStA Staatenabteilung Frankreich K 26 Bericht (1699 年 11 月 20 日), fol. 56r を参照せよ。フィリップ＝ルートヴィヒ・ジンツェンドルフは Torcy に届く問題を述べている。－彼はお忍びでフォンテーヌブローに行かなければならず、大臣に手紙を渡しながら、狩猟へ向かった。－1699 年 8 月 25 日の早朝に関して、fol. 21 で、ジンツェンドルフは、マルリーに大臣は全く訪ねてこなかったと述べている。以下の Dangeau, *Journal*, VI, p. 181 (1667 年 9 月 3 日)と比較すると良い。'Il fut resolu que le conseil ne viendroit point cette année à Fontainebleau; ce qui donnera beaucoup de logements, dont on a grand besoin'.

67 狩猟の「ドイツ」式に関して十分に説明された考察と狩猟大会の発展については以下を参照。Die Lust am Jagen. Jagdsitten und Jagdfeste am Kurpfälzischen Hof im 8. Jahrhundert (Ubstadt-Weiher, 1999).

68 Salvadori, *Chasse*; Dangeau, *Journal*, II, pp. 122-123 (1688 年 3 月 23 日): オオカミ

狩りのために王太子は「見事な 25 のジュウストコール（上着の一種）」を配った。ルイ 14 世はメーヌ公のために一つ求めただけだった。

69 Visconti, *Mémoires*, p. 135.

70 Mitis, *Jagd und Schutzen*, pp. 7-8; *Die Lust am Jagen*.

71 Salvadori, *Chasse*, p. 212 では、ルイ 14 世がコンピエーヌを 75 回訪問し、城を再建したと書き残している；やがて、1730 年代にルイ 15 世のお気に入りの住居となった。Luynes の記述では、しばしばコンピエーヌとショワジーが書き残されている。ルイ 16 世の動向については、以下の文献とも比較せよ。John Hardman, *Louis XVI* (New Haven and London 1993), pp. 33-34.

72 以下を参照せよ。Solnon, *Cour de France*, pp. 261-265; 加えて、*Moi, Marie Du Bois*, p. 130 (1663): 'Il y avait hui tans que je n'avais été auprès du roi, n'ayant osé le suivre dans ses voyages...' 同じページの n.2 にはそのような巡行の概観がある

73 スルシュとダンジョは、定期的にこうした巡行について記述している。例えば、王が行政や宮廷、軍隊における多くの忠実な従者たちに、訪問、食事、彼らの城に一晩中滞在する事といった形で、名誉を与えた。Sourches, *Mémoires II*, pp. 58, 59 (1693 年); 外出の間、たいていの場合は王は自身の従者に給仕させたのではあるが、先に述べた同様の習慣も確認できる。AN KK 1431, fols. 176-179.

74 ウィーンからの逃亡は宮廷についての重大な問題を引き起こした (Passer, 'Berichte', p. 385)。宮廷書記官の一人ヨーハン・プロプストは「宮廷役人の制限」(1683 年 7 月 24 日) に署名している (ZA Prot4, fols. 80r-86r)。宮廷は非常に縮小された形でなんとか維持された。侍従、顧問官、騎士やほかの宮廷の役職者は身の回りのことを自ら行わなければならなかったが、それは君臨する皇帝や寡婦となった皇妃の数多くの宮廷女官には受け入れがたいことであった (Sienell, *Die Geheime Konferenz*, pp. 246-248)

75 Woolgar, *Great Household*, p. 86, illustration 35.

76 以下を参照せよ。Monique Châtenet, 'Henri III et "l'ordre de la cour". Evolution de l'étiquette à travers les règlements généraux de 1578-1585', in *Henri III et son temps*, ed. Sauzet, pp. 133-139; David Potter and P. R. Roberts, 'An Englishman's View of the Court of Henri III, 1584-1585: Rochard Cook's Description of the Court of France', *FH 2* (1988), pp. 312-344. 加えて、最近の研究として、Le Roux, *Faveur du roi*, pp. 181-186 があり、1584 年 12 月の宮廷役職者に配られた規則書の印刷版 (Calendar of State Papers, XIX, p. 184) について言及している。王令は以下の史料の中でも確認できる。AN KK 544, BN MS f 4581-4582 (「シャルル 9 世からルイ 13 世までの王家の宮廷と評議会の規則書」、特に 4581 はアンリの王令集) and BN MS naf 7225 (BN Brienne 256 と同様)。同系統の文

書の分類に関しても確認済みである(BN naf 7225 (1578年については、fol. 35-84v。1585年については、fol, 85ff)。その中に、カトリーヌ・ド・メディシスからシャルル9世への手紙が含まれている(印刷版は以下を参照。Hocrot de la Ferrière, *Lettres de Catherine de Médicis* (Paris 1885), II, pp. 90-95: Au Roy Monseieur mon Fils. この手紙は時々、アンリ3世にあてたとも考えられる)。1585年の規則書はCimberとダンジョによって刊行されている(*Archives curieuses de l'histoire de France*, série I, vol. X (Paris 1836), pp. 301-358)。1574年の「大侍従のための規則書」のコピーはAN KK 1431, fol. 31-37にあり、初めのフォリオだけには時間についての記載があり、そのほかのものはアンリ3世と彼の侍従であるアンリ・ド・ギーズの間の責務の境界線について書かれてある

77 週のタイム・テーブルは以下を基礎にしている。Bouchet, *Cour de Henri III*, p. 52, and AN KK 1431, fol. 31 (or 313), BN MS naf 7225 (Brienne 256), fols. 43v-50r. Woolgar, *Great Household*, p. 85による概観も比較するとよい

78 AN KK 1431, fol. 31 (or 313)では、代わりに15:00/16:00とされている。ここに記載されていることは、正餐の後、夏(4月1日から9月30日)には16時に、冬(10月1日から3月31日)には15時にアパルトマンへ退室する。夕方の散歩についてはfol. 47rに、木曜日と日曜日の正餐後において大使と謁見についてはfol. 47r、そして土曜日の特別な1時間の謁見についてはfol. 46rに書き残されている

79 アンリ4世とマリ・ド・メディシスの遅い起床に関して以下を参照せよ。Héroard, *Journal*, I, pp. 117, 145, 161.

80 エアールの『日誌』は、ルイ13世の日課に関する非常に貴重な詳細を提供してくれる。エアールは起床、食事、就寝に関する時間をしばしば書き加えており、例えば下記のページを例として挙げることできる。Héroard, *Journal*, I, pp. 211-212, 300, 343; II, pp. 23, 121, 123, 144, 155, 292-293 etc.この第1巻は多くの生き生きとした詳細を含んでいるが、1601年から1610年の期間は、1610年から1628年の間よりも取り上げられていない。以下の全体的な見解と比較すると良い。Yves-Marie Bercé, 'Heures du Jour', in *DGS*, pp. 718-719.

81 Héroard, *Journal*, II, pp. 121, n. 3.

82 *Ibid.*, pp. 188, 213, 294. (ここでは、15時は重要な謁見の時間とされる)

83 *Ibid.* 例えば、以下を参照。II, pp. 212, 213, 223, 246, 254.

84 続く段落は、主としてブゾンニュとダンジョに基づいている。彼らの所見は、リュイネの書のなかでも繰り返されている。以下の文献でもパターンが確認されている。Lünig, *Theatrum Ceremoniale*; Rousset and Du Mont, *Cérémonial diplomatique*, I, pp. 424-434; Visconti, *Mémoires*; Marquis de Saint Marauris, *Lettres sur la cour de Louis*

XIV, ed. Jean Lemoine (Paris 1910); Ezéchiel Spanheim, *Relation de la Cour de France en 1690*, ed. Emile Bourgeois, Annales de l'université de Lyon II 5 (Paris and Lyon 1900).

85 遅い時間にミサを執り行う教皇の許可と血統親王によるその不正使用に関しては以下を参照。Dangeau, *Journal*, II, p. 216 (1684年11月24日); XIII, p. 179; Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII, p.132 (n. 3 とともに) and p. 477.

86 例えばダンジョの『日誌』の以下を参照。Dangeau, *Journal*, I, p. 56 (25 September 1684; Chambord, Fontainebleau); II, p. 18 (1687年2月6日、マルリー).

87 Dangeau, *Journal*, I, pp. 87-88. ダンジョの『日誌』の第2巻、223ページ(1688年12月3日)) が示すには、ルイ14世の活動の概観では19時としているが、同書のその他の例は、20時としている(I, p. 74 (1684年11月24日); II, p. 13 (1687年1月26日); II, p. 89 (1688年1月5日))

88 Dangeau, *Journal*, II, p. 74 (1687年12月4日、マルリー). ルイ14世の晩年、マントノン夫人は明白な中心人物となり、彼女の آپルトマンで食事したり、夕方の「小さなまたは大きな音楽会」を催したりもした

89 ダンジョはこれらゲームに関してリストを作成している。くじ引、ルベルシ、卓上玉通し、戦争、トレンテ・キャラント、Pair ou non au portique; Culbas; Ombre. 1712年のトラブイエの『名簿』Trabouillet, *Etat 1712* (I, p. 294) は、アパルトマンの標準的な娯楽として、「カード・ゲーム、dez, トリックトラック、les échêts、ビリヤード、卓上玉通し、portique を挙げている。リュイネの『回想録』では、cavagnole (II, p. 206) , papillon (II, pp. 198-199)、ピケ、コメット (IX, p. 46) を加えている。Grussi, *Joueurs* も比較せよ

90 Besongne, *Etat 1687*, p. 223; Dangeau, *Journal*, II, p. 20 (1687年2月11日21時); I, pp. 87-88 (1684年の全体的な概観), and p. 32 (1684年7月1日22時).

91 Dangeau, *Journal*, I, 88; ダンジョは、王が「明るい月のもと、深夜を過ぎるまで歩いていた」と書き残している (I, p. 31 (1684年6月30日)). 王はまさに朝の2時ごろに王妃のアパルトマンに行き、節制の日の後、24時過ぎに肉を食べたことも記録されている(Moi, *Marie Du Bois*, p. 159). デュ・ボワ自身は、11時の正餐をし、18時に晩餐を行った(p. 163)

92 仮面をした召使は斬新だと、スルシュは書き加えている。Sourches, *Mémoires*, VIII, p. 32-33 (1703年2月20日).

93 1671年9月5日の王の誕生日に関しては、例えば以下を参照。Moi, *Marie Du Bois*, p. 169.

94 1686年11月12月のダンジョの『日誌』には王の瘵について書いてある。スルシュはしばしば、宗教的な祝祭の際にルイ14世が病者に触れる行為を差し控える説明として、痛風または、薬の飲用を記述している。これについては註の26を参照せよ

95 Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII, p. 364、加えて彼の献身的な活動については、pp. 364-371; Bluche, 'Messe', in *DGS*, pp. 1022-1023; しかし、先に引用した Oroux の批判的な考察も比較せよ

96 夕刻の祈祷については以下を参照。Trabouillet, *Etat 1712*, I, pp. 292-293; ダンジョによる数多くの付随的な考察があり、例えば以下を参照。Dangeau, *Journal*, II, p. 60 (1687年11月1日); II, p. 77 (1687年12月7日); II, p. 83 (1687年12月24日); II, p. 314 (1689年1月30日); XVIII, p. 59 (1719年6月8日)。後者は、サン=ジェルマン=ロクセロワ小教区のテュイルリへの聖体行列を伴った聖体の祝日についてである

97 戦争のニュースとともに、「ルヴォワ殿は、今朝、寝室部第一侍従が入る直前に、王の起床の場にやってきた。」Dangeau, *Journal*, II, p. 193 (1688年10月21日); 加えて、「寝室部第一侍従の前に、バルブジュ殿 M. de Barbézieux が起床の際の王のもとに入ってきて、マンハイム市が回復されたことを知らせる王太子の手紙を王に渡した。」II, p. 210 (1688年11月14日); セニユレは、まだ寝台にいる国王に、ローザンと彼のスチュアート家への任務に就いて話した(II, p. 234 (1688年12月23日))。ルイ16世は大臣に対して、非常に制限していたと考えられている (Hardman, *Louis XVI*, pp. 33-34.)。1789年にネッケルはマルリーに入る許可を得る前に王に手紙を書かなければならなかったことが言及され、これは通常のことであったことがほのめかされている (p. 151)

98 Trabouillet, *Etat 1712*, I, p. 294 の以下の文章を参照せよ。'Tous les soirs en Hyver, ou pour mieux dire, depuis le commencement du mois d'Octobre jusqu'à Pâque Fleuri, il y a Comédie ou Appartemens pour le divertissement de la Cour c'est à dire, un jour Appartemens, le lendemain Comédie Française, le troisième, il ny a rien; le quatrième, Appartemens, et ainsi de suite. Le Roy ne va point aux Comédies, ni aux Appartemens.'

99 Bryant, 'Françoise d'Aubigné', pp. 243-274; マントノン夫人のアパルトマンでの小宴でのルイの初めての正餐については以下に記載。Sourches, *Mémoires*, XIII, p. 272 (1712年1月11日); その後、ダンジョはしばしばこのことについて報告している。例えば以下を参照せよ。Dangeau, *Journal*, XIV, pp. 437, 444, 446; Solnon, *Cour de France*, p. 326.

100 フォンテーヌブローの日課については、例えば以下を参照。Luynes, *Mémoires*, II, 1738, pp. 253 and 271-273.

101 ホームページ(<http://foires.net/cal/cal.shtml>)の「アンシャン・レジーム期スペクタクルのカレンダー」を参照せよ

102 インスブルックの法令を参照。これについては以下の研究がある。Bojcov, 'Sitten und Verhaltensnormen am Innsbrucker Hof', p. 268. ここでは顧問会議のための時刻が記載されており、6時や8時、必要があれば12時から16時とされている。マクシミリアンの1498年の規則(ÖZV, I, 2, no. 4, p.8)を比較すると、同様の時間は7時から9時と12時から16時となっている

103 'Arbeitskreises Höfe des Hauses Österreich', Der Habsburger Hof und Prag の4回目の研究会(2001年4月5日)で、2つの発表が以下のことを明確にした。'geschriebene Zeitungen'とドルフのスペイン滞在中の日記はさらなる詳細を加えることができる。Alena Richterová (Narondni knihovna Cr, Praha), 'Die Berichterstattung vom Kaiserhof in den Zeitungen an der Wende vom 16. zum 17. Jahrhunderts'; Karl Rudolf (Österreichisches Historisches Institut, Madrid), 'Madrider und Prager Hof zur Zeit Rudolf II.'

104 カラファに関しては以下を参照。Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 213-218.

105 Menčík, 'Kaiserlichen Hofämter', pp. 537 and 538.早朝に馬に乗らなければならない小姓たちは、夏は4時に、冬は7時に起きた

106 Menčík, 'Kaiserlichen Hofämter', p. 537: 'Ihrer Kay. Mayt. Meess...bey den capucinern umb acht Uhr hören...'. 小姓は君主の食卓で仕えるために姿を見せ、ミサに参加することなども期待されていたので、小姓は君主の食卓で仕えるために姿を見せ、ミサに参加することなども期待されていたので、皇帝の行動と小姓との関連は実際のところかなり密接であった。同論文(p. 529)の1561年の指示書の考察とも比較せよ

107 部屋付き小人またはその使用人や雇い主はHZABの中に十分な証拠史料がある。例えば、1662/107: fols. 251v-252r, Cammerzwergen und Narndiener; 1675/119: fol.155, Kammerzwergen und Narrendiener; 1699/142, fol. 277r, 二人の小人。カール6世は皇帝の小人ハンスルまたは小さき男爵をひいきにしていたようである。この小人は、皇帝の狩猟の一团にも随行していた。以下を参照せよ。Mitis, *Jagd und Schutzen*, p. 35; 1703年9月に印刷されたウィーンからのカールとの別れの物語は『ウィーン日報』(*Wienerisches Diarium*, 1703)を参照せよ。Vehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, V, pp. 156-162は以下の文献を引用している。G.-B. Pacichelli, *Memorie de'Viaggi per l'Europa Christiana, scritte à diversi In occasion de'suoi Ministeri dall'abate*, 5 vols. (Naples 1685), ÖNB 48.L.20-24. 加えて、彼の研究所は、次の文献の中でも引用されている。Rousset, *Ceremonial diplomatique*. In vol. III, pp. 22-23、Pacichelliは実際に小人について述べているが、彼の記述は、着替えではなく、正餐について示しているようである

108 例えば、HHSsA ÄZA K 3 varia fols. 1-49, 2r-27v. 特にここでは fol. 25v. ブランデンブルク選帝侯の賜暇

110 Vehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, II, 5, p. 159 はレオポルトによる図書館長ランベックへの書簡を引用して、11 時の正餐の時間について注目している; Vehse, II, 6, p. 289 はカール 6 世の正餐に関して 13 時と記載している; 同じ巻の p. 293 で、彼は遅い晚餐つまり「深夜の宴会」について論じている。'Eine am Wiener Hofe sehr Häufig vorkommende Festlichkeit waren noch die s.g. Merenden: Souper und Ball. Das Souper ward erst zwei Uhr nach Mitternacht aufgetragen und drei uhr begann der Tanz, der bis in den lichten Morgen acht Uhr währte'. フェルディナント 4 世の国王選挙の際のプラハにおける選帝侯の繰り返される訪問と食事に関しては以下を参照。HHStA ÄZA K 3 Varia, Empfangen, Audienzen, I: Der Churfürsten Audienz bey der Röm: Kayserin Mayt, fols. 1-5, at fol. 31 が、客は晚餐のために 19 時に到着したということを示している; 2: Extract Kay: 'Kön: Hofprotocolli wegen des ceremonialis zwischen Ihro May: den König Ferdinando 4ten und denen Herrn Churfürsten zu Prag, wie auch deroselben Gesandten de anno 1652' (1652 年 10 月 4 日-1652 年 11 月 27 日), fol. 5r-27v では、食事の時間はほとんど 12 時半から 14 時の間と書かれてある (fols. 13v, 14v, 15r, 22r, 23v, 24v); 謁見、8 時半から午前の休息、通常は 10 時半まで (fols. 19r, 25v); 20 時から 21 時と、21 時から 23 時は晚餐 (fols. 14v, 24v); 同じフォルリオの続く抜粋、'Extract aus dem Hoffprotocoll de Anno 1652 wegen des Tractament zwischen Inr Königl: Majj: Ferd: 4tum Undt denen Herrn Churfürsten zu Praag' (1652 年 10 月-1653 年 5 月), fols. 1-2; 10 時、15 時半、17 時、18 時は謁見と訪問。ティロルにおける 1665 年の世襲忠誠誓約の記述 (ÄZA K 7, fols. 284-292v) は、fol. 288v において、皇帝は 14 時ごろの祝祭の正餐を離れ、喜劇に参加した。これらの共通点のない言及は、活動や時間が非常に流動的であったことを示唆している。以下も参照せよ。Ilsebill Barata-Fliedl, Andreas Guhler, and Peter Parenzan, eds., *Tafeln bei Hofe. Zur Geschichte der Fürstlichen Tafelkultur. Sammlungsband 4* (Hamburg 1998); この本はほとんど祝祭時の食事に関して書かれており、p. 53 には、1719 年 8 月のファヴォリタでの食事 (21 時頃に公開の食事) を参照できる。p. 56: 同様の結婚を祝うドレスデンでの 1719 年 9 月の食事: 14 時-17 時。1754 年の宮廷での食卓の概観 (HHStA OMeA Sr K 184, no. 95) は、12 時から 14 時を、正餐の通常の時間として列挙し、夕方に皇妃は自身の執務室において一人で正餐をしたと付け加えている

111 *Privatbriefe*, I, pp. 264-265 (1666 年 12 月 9 日): 'Ubrigens ist mir noch dieses eingefallen, Euch zu Berichten, dass die Spanier alles auf Spanisch wollen gehalten haben, und das will mir gar nicht im Kopf gehen. Noch zu dato habe ich auch allezeit erst um 1 ober 2 Uhr geessen, so mir unmöglich wäre in die Läng auszudauern; wird also wohl nicht übel sein, wann die Königin allhier zu verstehen geben wollte. Dass sie keine Neuerung allhier anheben sollten.' ここでは、この段階での夫婦間の間接的なコミュニケーションについて述べられている。夫婦間のやり取りは、まずレオポルトのもとからスペインにいる彼の大使のもとへ送られ、スペイン大使を通してマルガレーテ=テレジアのもとに届くと考えられる。以下とも比較せよ。I, p. 226 (12 月): 'Die hiesigen Mujeres

espanolas wollen mein Hof ganz spanisch machen, ick kann ihnen es aber nit angehn lassen’.

112 以下を参照せよ。Th. G. von Karajan, ‘Kaiser Leopold I. und Peter Lambeck’, *Almanach der Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften* 18 (1868), pp. 103-156; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, p. 255 はラクセンブルクのアオサギ猟のための時間 (6時から10時または、15時から18時) を示してくれる

113 *Privatbriefe*, I, p. 260 (1666年11月10日): ‘als ich um 10 Uhr zue Bette gehen wollen’.

114 Hadamowsky, *Barocktheater*, pp. 20, 26, 27; Herbert Seifert, *Die Oper am wiener Kaiserhof im 17. Jahrhundert* (Tutzing 1985)

115 HHStA ÄZA K 8 (1670年7月24日): エレオノーラ・ゴンザーガの宮廷女長官のための指示書(fols. 301-308)。「深夜の宴会 Merende」については fol. 306v no. 29; HHStA OmeA Sr 367 (1557年-1699年), no. 16 は編集されており (Bastl and Heiß, ‘Hofdamen und Höflinge’, p. 237)、朝早い時間の政務日課に参加できるように、早く寝室に入るように忠告している。Mecenseffy, *Im Dienste dreier Habsburger*, pp. 505-508。P. 508では、アウアースペルクが娘に「冷めた夜食」に対して注意している

116 『ウィーン日報』、例えば、1728年1月2日、1727年1月13日、1728年4月10日; Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, pp. 301-302, 307, 313.

117 Khevenhüller, *Tagebuch*, IV (3 March 1756), p. 10; 大抵午後のアパルトマンに関しては *ibid.*, IV, pp. 11, 18, 21, 23, 36, 45, 46。喜劇やコンサートの代わりに、金曜日はカードやさいころのゲームを行っていた。マリア=テレジアのスケジュールや骨折りの仕事については、以下を参照。Dickson, *Finance and Government*, I, p. 210.

118 ÖNB cod ser. n. 1713, fols. 47r-51v: マリア=テレジアの「1765年における子供たちの宮廷の儀礼に関する指示書」; fols. 75-82 は「宮廷について」; ÖNB cod. 12956にある正餐やその他の行事のリストと比較すると良い。例えば、fols. 388-389 は、シェーンブルンでのフェルディナントの正餐 (1770年7月-9月)。ケーフェンヒュラーの『日記』が示しているように、皇妃の勧告は宮廷生活の全体的な枠組みと一致している

119 BN MS naf 7225, fol. 46v; HHStA ÄZA K 9, 1673-1676 はマルガレーテ=テレジアの宮廷女官長に対する指示書であり、欄外のコメント (fols. 463-469) によって、クラウディア=フェリーツィタスにも適用されてことがわかる。Fol. 465r では、時間に関する言及を確認できる: 宮廷女官は宮廷を10時半前に去ることはできなかった(横線で消されている)。そして、夏は19時(横線が引かれ、20時に変更される)前に、冬は18時(横線を引かれ、19時に変更される)前に戻らなければならなかった。アンリ3世や慣習的に夏と冬で差の

ある時間配分の大まかな類似性については、Woolgar, *Great Household*, p. 85 による概観を参照せよ

120 フランソワ 1 世の 1523 年の布告を引用している Zeller, *Institutions*, p. 97 を参照せよ。‘entre les rois de France et leurs sujets y a toujours en plus grande conglutination, de vraye amour, naïfve dévotion, cordiale concorde et intime affection qu’en quelconque autre monarchie ou nation chrestienne’; 同じページに、フランソワ 2 世の治世のヴェネツィア大使によるこれらの習慣の記述がある

121 BN Brienne 256 (MS naf 7225), fols. 43-49; 引用は fol. 46.

122 AC, p. 311 の 1585 年の布告。ル・ルーの規則書に関する議論も参照せよ (*Faveur du roi*, pp. 177-186)

123 引用文や国王の前で誰も適用されない規則に関しては、AC, p. 312 を参照。国王の新寝台や高座、王が通った時における廊下の壁沿いの公の場での敬意に関して(p. 313); 誰も王の前で座らず、王の椅子にもたれかからず、または王の衣類、食器一式、食べ物に手をおかないこと (p. 314) ; 入室と同様に、アパルトマンの部屋やそこに入ることを許された者たちに関する長い記述 (pp. 315-320) ; ナプキンやその他の正餐のための規則を含み、柵 (p. 324)、高座や天蓋 (p. 326) を含んだ一日の順序 (pp. 320-332) ; 会議(pp. 332-358)。以下も参照せよ。Potter and Roberts, ‘An Englishman’s View’.

124 Dreyss, *Mémoires de Louis XIV*, II, p. 568.

125 Primi Visconti, *Mémoires*, p. 61; cf. Moi, Marie Du Bois, pp. 133,135,141,143, etc. 18 世紀初期の宮廷の *premières entrées* のためのリストの中に *portechaise d'affaires* を確認できる(O 1 822 pp. 87-90)。O 1 973 (1780 年頃), no 105 では *bouche à la cour* を持っていたことを示している。若き日のルイ 14 世とその弟に仕えていた別の寝室部従者ド・ラ・ポルトの回想録と比較できる: *Mémoires de P. de la Porte, premier valet de chambre de Louis XIV, contenant plusieurs particularités des règnes de Louis XIII et de Louis XIV*, in: *Nouvelle collection des mémoires pour servir à l’histoire de France*, ed. Michaud and Poujoulat (Paris 1850), third series, VIII, pp. 1-58. 国王の病の間の椅子について決められた詳細を比較せよ(AN O 1 822, pp. 9-10.1682 年 8 月 6 日の入室の際に、王太子妃のブルゴーニュ公出産はスルシュによって報告されており、王太子妃が夕方の娯楽の際のダンスを嫌がっていた時にルイ 14 世の感想が王太子妃に伝えられた。‘madam, je veux qu’il y ait appartement et que vous y dansiez. Nous ne sommes pas comme des particuliers, nous nous devons tout entiers au public.’ (Verlet, *Versailles*, p. 160)

126 Hugh Murray-Baillie, ‘Etiquette’は、ルイが宮殿に中心となる寝室を一つにするという決定をし、その寝室が私的かつ公的な寝室として使われたことを一つの後退としている

127 Verlet, *Versailles* は小執務室の重要性や 1690 年代以降の他のさらに閉じられた部屋について示している。Sourches, *Mémoires*, I, p. 351 はアパルトマンにおける王の「特別な祝祭」について記している。加えて以下を参照せよ。John Rogister, 'From Louis XV to Louis XVI: Some Thoughts on Petits Appartements', in *The Art and Architecture of Versailles*, ed. Robert P. Maccubin and David F. Morill, *Eighteenth-Century Life* n.s., 17 (1993), pp. 147-166. アクセスのレベルに関して、開かれたヴェルサイユから排他的なトリアノンやマルリーに関してまで記載している。加えて、ウィーンにおける室内パーティー、 仮装や後の小規模な晩餐などまでも比較している。ルイ 15 世は確かに、宮廷貴族の間で自身の卓越性を確固たるものにするために恩寵を利用し、宮廷貴族によって国王は *écrasé* を感じていた。18 世紀の間に不安定な曾孫によってルイ 14 世が持つとされる多くの格別の特権は発達もしくは洗練された。バイエルンの建築、アパルトマン、私的な空間については以下を参照。Samuel J. Klingensmith, *The Utility of Splendor: Ceremony, Social Life, and Architecture at the Court of Bavaria, 1600-1800* (Chicago 1993).

128 *ÖZV*, II, p. 108; Menčík, 'Kaiserlichen Hofämter', pp. 3, 17-19.

129 以下を参照。HHStA, ÄZA K 26 (fols. 2-14); OMeA Sr K 74, no. 16, Familienakten K 102 は、1996 年 3 月に、fols. 1-124 と再びページ数をつけられた; HHStA ZA Prot 8 (1713 年-1715 年), 1715 年 10 月 6 日 (fols. 266r-271v): 'Allerunterthänigst gehorsambstes Conferenz Gutachten der ordentliche Einrichtung der Kaij. Anticamern betr.'

130 ルイ 14 世について、Primi Visconti, *Mémoires*, p. 28: 'En public, il est plein de gravité et très différent de ce qu'il est en son particulier.....Il sait bien faire le roi en tout'. 太陽王についてのプリミの説明は、貴族から天気に至るまですべてを支配する不死身の王として (p. 167)、帯剣貴族の評価や、すべてのまたはすべての力のある大臣の急速な昇進により踏みにじられた集団の規範や意見にも一致しないものであった

131 Küchelbecker, *Allerneueste Nachricht*, p. 25.

132 *Mémoires du Curé de Versailles François Hébert 1686-1704*, ed. Georges Girard (Paris 1927), pp. 8-9.

133 Felix Driessen, ed., *De reizen der de la Courts 1641-1700-1710* (Leiden 1928), p. 53.

134 「拝謁」と続く宮廷貴族の名誉への紹介（彼らの祖先はまず国王系譜官によって綿密に調査された）は、1732 年と 1759 年に整備された。Bluche, *Honneurs de la cour* と *DGS* に収録されている同じ表題の論考を参照せよ。新しい宮廷人のキャリアの明確な出発点としての狩猟の場があり、王の頻繁なる外出の間、王は拝謁されるのを望み、王の馬車に乗るための特権を与える (Salvadori, *Chasse*, pp. 217-220)。ウィーンでの「宮廷貴族」の形成、つまりウィーン宮廷のより社会的でより軍事的な生活と一致した過程についても参照せよ

135 Newton, *L'Espace de Roi* は、宮殿の中での住み込みに関する混乱した情報を与えてくれるが、宮殿や周りの建物の全体的な収容人数の査定はしていない。住み込みに関する見積もりは以下を参照せよ。Solnon, 'Cour' in *DAR*, p. 356: ヴェルサイユには 3000 人が住み込んでいた。*Couvert du Roi*, p. 109 は、大膳部のために 150 のアパルトマンの中に 1000 の部屋があり、1500 人と見込まれる人々が住んでいたことを示唆している。AN O 1 889 は主馬頭に関する住み込みについて概観している

136 Knecht, 'The Court of Francis I' に編纂されている引用文を参照せよ。ここでは、概して、フランソワ 1 世の宮廷の開放に関して明らかにしている。P. 13 では、檄文の夜と呼ばれる 1534 年 10 月 18 日に、檄文が国王の寝室のドアに張り付けられていたという確証のない意見について言及している

137 BN Clair 828 prévôté, pp. 1253-1259.

138 例えば「四輪馬車や馬でルーヴル宮殿に入る」権利について議論している BI coll.God. 461 を参照せよ。以下と比較すると良い。BN Brienne 256 (or MS naf 7225), 'Roolles des princes et autres qui doivent entre en carosse en la cour du Louvre' (fol. 249ff). 1672 年にこれらの規則を強いる新たな試みが以下の文献で窺える。Primi Visconti, *Mémoires*, p. 110, n. 5. ヴェルサイユに関しては、BN Clair 814, p. 863, 'Reglement au sujet des chaises a porteurs, a la suite de la cour du Louvre' (1691 年 6 月 10 日).

139 彼らの免状に関しては AN O 1 1076 1-77 を参照。特権に関しては以下を参照せよ。BN Clair 828, pp. 1109-1113: 「ルーヴルの回廊に住む職人の特権」、つまりほとんどの場合従者、画家、室内装飾業者、彫刻家、時計職人、監査官であった

140 例えば庭の閉鎖に関しては、Dangeau, *Journal*, I, p. 153 (13 April 1685) を参照せよ。'Le roi, ne pouvant plus se promener dans ses jardins sans être accablé par la multitude du peuple qui venait de tous les côtés et surtout de Paris, ordonna aux gardes de n'y plus laisser entrer que gens de la cour et eux qu'ils mèneroient avec eux. La canaille qui s'y promenoit avoit gaté beaucoup de statues de vases'; 再び開くことに関して、Dangeau, *Journal*, X, p. 179 (16 November 1704): 「国王は庭に散歩に行った。国王は木立を隠しているすべての策を取り除くように命じ、すべての庭とすべての噴水が公衆のものであることを望んだ。」

141 *Reizen der la Courts*, pp. 51-56, 60-61.

142 Spielman, *City & the Crown* を参照せよ

143 例えば宮廷の女性に関する指示書に関しては、以下を参照せよ。HHStA ÄZA K 2 (24 September 1670); HHStA ÄZA K 9, 1673-1676 (fol. 468v: 皇妃に食卓で仕える前、6時に

宮廷女官は騎士とともにしばらく謁見の間で過ごした。); Bastl and Heiß, 'Hofdamen und Höflinge', pp. 238-239, 242. 「騎士」については、AVA Harrach Historica 797 を、「意見書については、p. 5, point 13 を参照せよ。1715 年の王室規定、ヨーゼフ 1 世期の地位規定 (fols. 24r-25r) では、会議室と二つの控えの間のための「騎士」が挙げられており、その時々における異なる資格分けが記載されている

144 Aegidius Sadeler によるプラハ城の大広間の絵画については、以下に印刷されている。Dickens, *Courts of Europe*, p. 126; 加えて、城を専門的に案内してくれたズデネク・ホジダ氏にお礼を述べたい。彼からは、大広間が待合室であったと同時に、印刷物や書物などの市場となっていたという示唆を受けた

145 宮廷式部長の指示書への補足は、今後、侍従は馬車で中庭に入ることができないということを示唆していると思われる (AVA Harrach Historica 797, 'Guettachten', pp. 21-22); しかしその直後の 1651 年 3 月に書かれた指示書 (HHStA Sr K 73) は、前述の改革を綿密に反映させて、再びその権利を彼らに認めている (point 6, p. 7)

146 HHStA ÄZA K 25 (1713 年 8 月 21 日から 1713 年 9 月 10 日まで)

147 HHStA ÄZA K 8 (1670 年 9 月 24 日); HHStA ÄZA K 9 (1673 年-1676 年); HHStA OMeA Sr. 367 (1557 年-1699 年) in Bastl and Heiß, 'Hofdamen und Höflinge', pp. 240-241.

148 HHStA ÄZA K 26 (fols. 2-14), 'Ordnung des Zutritts in die Kaiserl. Antecamera, Rats- u. Ritterstube 8/37-10-1715(OMEA Sr K 74 no. 16, and Familienakten K 102(1997 年 3 月 26 日に再びページがつけられ fols. 1-124)もともに), fol. 11r-v を参照せよ。「封土保有者」は騎士の間から第一の控えの間へ進み、儀式は「第二の控えの間」で行われた。皇帝の椅子は金で覆われており、侍従長と「部屋付き衛兵」が皇帝を第二の控えの間に導いた

149 *Ibid.*, fol. 121. 1728 年 4 月 10 日の『ウィーン日報』 (*Wienerisches Diarium*) での封土授与式の短い記述と比較すると良い

150 Actis publicis: Menčík, 'Kaiserlichen Hofämter' と多くの指示書が HHStA のあちこちでリスト化されている。例えば、OmaAI, K 1 (1564-1712) に関しては、1637 年 (フェルディナントの) 指示書、point 11 によると、式部長は以下のことに注意を払うべきとしている。これらすべてのサービスは'affene actus'に参加せよと; 「廷臣」の中で怠惰な者は、自身の任務を失うという'rodierung'の罰を受けた。AVA Harrach Historica 797, 'Guettachten' pp. 6-7, point 13.

151 ÖNB cod. 14676 は食卓の規則や多くの役職者のための残り物についての情報を与えてくれる。OMeA Sr 74, 14a の短い記述や、1579 年 8 月 25 日の「フェルディナントの食

卓」の記述 (fols. 395-396) と比較せよ。まず 24 から 30 人の *Mundtaffel* があり、次に内膳長、銀食器侍従、肉切り頭、酒酌長、司厨長、小姓のための食卓、最後にこれまでに述べた役職者の従者たちの食卓があった。また、宮廷侍従長とその部下のために 12 から 16 人の食卓が用意され、‘*Kammerdiener, Quardaroba Barbierer, Cammerhaizer und dergleichen Diener*’のための食卓、そして監査官、厨房と酒蔵書記官のための‘*Officir Taffel*’が用意されていた。これらの食卓で、日に 2 回食事 (*früh- und nachtmahl*) が提供されていた

152 宮廷の食卓(とメニューや費用)の記述は、以下の史料の中で確認できる。AN O 1 751, nos. 21-23, 70 and 78 (18 世紀については、ほとんどの詳細は 21 から 70 の間にあり、献立は 22 に、費用は 23 にある。78 に関しては陪食官の *Livrées* に関するもので、現物での献立、3 つの部 (*fort, moyen, foible*) に続く食事の手当て、肉抜きの日と肉食の日のリズムに従った食事の手当てを含んでいる。BN Clair 1220, fols. 79r-80r (17 世紀後期)は、寝室部の食卓が 12 組の食器が用意されていたことをほのめかしている。一方で、O 1 751, no. 21 では 30 組とある。) ; BN MS f 14128 は、1732 年の王の食卓や様々な献立に関するものである; AN O1 793, nos. 44, 104, 105, 114, 120 (1774-1783: 実際に出席していた人の人数、献立、費用について); 王の食器は献立についての情報を与えてくれる。Le Roux, *Faveur du Roi*, p. 193 は、アンリ 3 世の習慣についてであり、大侍従の食卓には 20 組の食器があったことを示している; AN KK 1431, fols. 217-226 は、アンリ 4 世の結婚式の献立について、すべての陪食官の食卓も含めて示している; Luynes, *Memoires*, V, pp. 143-144 (1745 年 9 月)は、寝室部侍従の食卓は廃止され、寝室部侍従は埋め合わせとして、第一宮内侍従によって食卓を与えられた; 侍従長の食卓は、しばしば宮内府財務官によって管轄されていた

153 AN 1 793, no. 105: 1780 年 10 月の四半期: 86 と 8 は国王の宮廷に関して、そのほかの 26 と 20 は女性王族の食卓に関して: 食卓の合計; no. 114 にリスト化された食器に関する理論的な合計は、101

154 割り当てに関しては AN O 1 751, no. 78 を参照; 食べ物の市場については *Couvert du Roi*, p. 39.

155 OMe A Sr 184 95 a, ‘*Verzeichnis der von der Hofküche zu verköstigenden Personen und der Kostgeldempfänger*’ (1754); OMeA 368 13 (Kammerfrauen Tafel) ÄZA Sr 45/2 20 and 21 (Hofcontrollerstafel の廃止と *Verpactoerung der Kais. Edelknaben Tafel*)。小姓の食卓に関する様々な名簿の記載: OMeA Sr 186, fols. 85r-91v。ほかの名簿におけるわずかな多様性を見るには、例えば、ÖNB cod. Ser. N. 1849 (fol. 6v: ‘*Freylen und Cammerherren; Patres; Secretarius und Musici; Cammerdiener; Edelknabem; Officier*’); AVA Harrach Handschrift 145, no. 110.

156 宮廷のヒエラルキーを 12 階級で示した、1816 年に印刷された宮廷人の食事と手当の概観を比較せよ: HHStA OMeA Sr 184, no. 110.

157 AN KK 1431, fol. 176 も伝統的なクリスマスの *déjeuner* について、‘dans grand salle, avec tous les commensaux’ と記載している

158 ルイ 15 世に関して、ヴェルサイユにいる際には、少なくとも週 2 回は公式宴会を行う決まりがあった (Luynes, *Mémoires*, XIII, p. 301 (July 1754)) ;ルイ 16 世は日曜と木曜が通常の公式宴会の日であった (Hardman, *Louis XVI*, p. 176)

159 カラファは、1620 年代にフェルディナント 2 世が祝祭時での公開の食事の習慣を始めたが、発明というよりは回復であった。加えてカラファは慣習的でより閉鎖的な皇帝側の正餐と、より接近可能な皇妃側での晩餐についても言及している (Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 218-219)

160 Passer, ‘Berichte’は、皇帝がさらに頻繁に公の場で正餐をしていたことを示している。ただ、宮廷が移動していたという事実、ウィーンにおける伝染病からの避難、より特別なものとして、ハンガリー女王としても即位する新しい皇妃の戴冠式に伴う祝祭が、その理由であったのかもしれない。1749 年の金羊毛騎士団の騎士に関する祝祭の詳細な流れについては以下を参照せよ。Raschauer, ‘Die kaiserlichen Wohn- und Zeremonialräume’.

161 以下からの引用。Khevenhüller, *Tagebuch*, II, p. 191; 食卓に関しては、同巻の pp. 225 (1748 年 5 月) and pp. 324-325 (1749 年 5 月、2 つの食卓に、それぞれ 60 人と 40 人); 以下の文献と比較すると良い。Ingrid Haslinger, *Küche und Tafelkultur am Kaiserlichen Hofe zu Wien. Zur Geschichte von Hofküche, Hofzuckerbäckerei und Hofsilber- und Tafelkammer* (Bern and Vevey 1993).

162 Rousset, *Ceremonial diplomatique* が示すように、*Couvert du roi* は平らな長方形の箱で刃物類が運ばれたことを報告している。しかし、1665 年、1681 年、1726 年の王令の中で同様の記述は確認できない (AN O 1 775, Maison du Roy, 1686, pp. 71-93: ‘Prérogatives de Charge de Grand Maistre’, pp. 229-240: ‘Reglement pour la maison du Roi du 14 avril 1665’, 30 articles; pp. 241-255: ‘Reglement pour la maison du Roi du 7 janvier 1681’, 41 article (規則書の一分は、1722 年の名簿の pp. 160-176 に印刷されている); pp. 311-323, そして、より具体的で詳細な ‘Projet d’ordonnance nouvelle fait en 1681’. 1726 年の王令 (56 条項) を参照すると、主として財線管理に関するより広範な規則によって 1665 年と 1681 年の王令を補完している (AN O 1 747, no. 6 (ページ無し); 29 条項か 33 の条項は毒見と *marche* (肉 *viande* とネフ *nef* をともなつて)、給仕とナプキンについて示している。Rousset, *Ceremonial diplomatique* はこれらの規則の抜粋を提供している (I, pp. 431-434)。以下の文献とも比較すると良い。Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII, pp. 344-349; Dangeau, *Journal*, I, pp. 271-272; Félix d’Hézacques, *Souvenirs d’un page à la cour de Louis XVI* (Paris 1998), p. 1998; *Couvert du Roi*, p. 25.

163 *Cérémonial François*, II, pp. 176-177 と 1606 年の 9 月 4 日の洗礼に関する見事なエロアールの記述 (Héroard, *Journal*, I, pp. 211-212); 加えて、エロアールのアンリ 4 世と

カトリーヌ・ド・メディシスの結婚の際の食事に関する記述も参照 (pp. 53-56)。AN KK 1431 fols. 227-229 は、これらの贈り物、様々食事や役職者をリスト化しており、祝宴のための「お皿の順序」を教えてくれる

164 大侍従なるソワソン伯とコンデ公の間の似たような口論は以下を参照。Héroard, *Journal*, II, pp. 239-240; ルイ 13 世が彼の弟ガストンに来てもらい、第一の諸侯としてナプキンを差し出すことを求めたときに問題は解決した。礼拝堂での以下のような慣習も比較せよ。国王付き大司祭が慣習的に王への儀式を執り行っていた。そして、不在時には、国王付き第一司祭が、他の聖職者が階級または地位において上位にいても、彼らよりも優先権を持っていた: 1718 年の決定については、以下を参照。Lünig, *Theatrum Ceremoniale*, II, pp. 1016-1017.

165 AN KK 1431, fol. 43-45 の引用、‘Reglement fait par le Roi touchant l’ordre qu’il emend estre gardé par ses maîtres d’hôtel et les gentilshommes sevans tant pour cette année que les suivantes’は 1686 年と記されているが、‘Louis et plus bas Loménie’とサインをされているので、おそらく 30 年代後半以降だろうと考えられる

166 以下の史料にある「祝宴」に関する記述に先立っている全般的な指示書を参照せよ。AN KK 1431, fols. 176-179. fol. 177r では、semblables officiers によって給仕されたと記述されている。この筆者はフランスの王妃だけが公開で正餐をとるという事実によって、ヨーロッパの規則との不一致を間違えて説明している。王妃の大膳部と調理部は大きなものであり、例えば、1676 年の名簿 (AN O 1 3715) を参照すると、1780 年代まで安定した 180 人をリスト化できる。リュイネの『回想録』は、様々な行事における王と王妃の儀式的責任についての概要も比較せよ (Luynes, *Mémoires*, I, pp. 360-361 and V, p. 215)。リュイネが記述 (I, p. 400 (November 1737)) によると、王の従者が到着しない時には、王妃の大膳部は、国王夫妻の公式宴会を執り行った。これらの報告書が示すところでは王妃は独立した役割を持っていたが、報告書は彼女の食卓でのこうした奉仕は男か女かどうかは示していないのである

167 これは、宮廷に関する著述のなかの標準的な記述として考えられる: *Convert du Roi, Barocke Tafelfreuden, Tafeln bei Hofe* を参照し、これらの推測についてよりバランスの良い史料、太陽王の偉大な描写についてのサン＝シモン『回想録』(XXVIII, pp. 331-335) を比較せよ。その著述の中での同様の記述もある。‘Ailleurs qu’à l’armée le roi n’a jamais mangé avec aucun homme, en quelque cas ç’ait été...’. Surhces, *Mémoires*, XXVIII, pp. 331-351 も比較すると良い。宮廷司祭長が国王と食卓を共にしようとする不幸な結果をもたらした試みについて記述している

168 Besongne, *Etat* 1687, I, p. 225 (正餐に関して), p. 233 (晚餐に関して) and p. 229 (‘Les jours que le roy a couru le cerf avec les dames, il dîne avec elles au retour de la chasse dans son cabinet, où il n’entre d’officiers que le grand chambellan, les premiers gentilshommes de la chambre, le premier valet de chambre, le premier maître d’hôtel &

quelques officiers absolument nécessaires pour le service'). ダンジョは、王太子の同席者に関して、正餐 (I, p. 87 (引用)) と晩餐 (I, p. 88) について記述している; ダンジョはしばしば「婦人たち」という言葉を使い、時折、より明確に王女や公爵夫人などを列挙している。例えば、II, p. 18 (1687年2月6日、マルリー)、II, p. 138 (宮廷人抜きで、1688年5月8日、トリアノン); フォンテーヌブローの St Hubert にて、II, p. 202 (1688年11月3日); II, p. 20 (1687年2月11日) は、狩猟小屋や特別な外出について言及している。同様の王妃に関する記述は以下を参照。AN KK 1431, fol. 177. ここでは、とりわけ、条約や同盟を祝うために、王子や君主、大使が、王の食卓で正餐をとっていたことが記されている。

169 フォンテーヌブローでの公開の王家の正餐についての同様の記述については以下を参照。Greppi, *Notes de voyage du comte Giandemaria envoyé du duc de Parme la cour de Louis XIV (1680)* (Paris, s.d.), p. 8: 'La conversation est général selon la coutume adapttée à la cour de France, où tous les gentilhommes, français comme étrangers, peuvent liberement assiter au Banquet royal'.

170 食卓での給仕として任務を行う侍従については、カラファの記述を含む以下を参照せよ。Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 218, 238. ここでは、国王が私的に正餐をした際に、彼らが使えらるとしている; 食事の間の給仕は以下の史料の中でも明記されている。ÖNB cod. ser. n. 1849, fol. 9r; 食卓の給仕に関する1751年5月の「規則書」(HHStA OmeA Sr 74, 14b) は、皇家の食卓で給仕する小姓について記載している。1765年9月18日の *pro memoria* (HHStA ÄZÄ 70) は給仕における内膳長と小姓の責任を概観している。ウィーンにおける侍従と食卓の役人の役割は、小宴や公式宴会それぞれにおいて、フランスにおける *gentilhommes* や *maitre* に対する寝室部の役人の役割と多かれ少なかれ一致している。両方の宮廷において小姓が賓客に給仕し、君主を先導し、照明を準備した

171 *Küche und Tafelkultur*, pp. 8-19; Pöllnitz, *Mémoires*, I, pp. 290-291; Beatrix Bastl and Gernot Heiss, 'Tafeln bei Hof: Die Hochzeitsbankette Kaiser Leopolds I.', *WRGB 50* (1995), pp. 181-206.

172 Vehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, VI, pp. 289-290; *Theater, Feste und Feiern*, p. 226, ケーフェンヒュラーは1765年1月30日の公開の正餐について、王子や王女が両親と一緒に食事をする際に、大使は誰も参加しなかったとしており、皇帝夫妻のみが正餐をする際に、大使が出席したことを示唆している

173 Passer, 'Berichte', p. 337.

174 *Küche und Tafelkultur*, p. 14.

175 Brown, *A Brief Account*, p. 152; Passer, 'Berichte', pp. 321, 323, 337.

176 Khevenhüller, *Tagebuch*, II, p. 127 (1746年11月). 加えて、即興は 'grausam ville

Ausstellungen und Glossen'を引き起こしたことも記されている

177 *Theater, Feste und Feiern*, p. 227.

178 小宴での正餐については、ダンジヨの『日誌』のなかで頻繁に言及されている。ただに良き祝祭については除かれている (Dangeau, *Journal*, VII, p. 217, (1699年12月25日)。しかしながら、補足の言葉 *plus guère* は、公開の正餐は以前よりも以前はよりありふれていたことを示唆している。夕刻の公式宴会に関しては以下を参照。*Journal*, XII, p. 350; XIV, p. 249; XV, p. 140. 後者のページのものは、Boislisle によって Saint-Simon, *Mémoires*, XXVIII, p. 359, n. 2 に引用されてている; AN KK 1431, fol. 175v は、王の偉大さや彼の国家の大部分は、頻繁に私的な正餐に甘んじることを禁じるよう強調している。Primi Visconti, *Mémoires*, pp. 27-29 では、王家の公開の正餐について報告している

179 *Couvert du Roi*, p. 24.

180 以下の正餐に関する回想による見解を参照せよ。 *Journal inédit du duc Croÿ*, III, pp. 133-134.

181 例えば、Khevenhüller, *Tagebuch*, IV, p. 23 (1756年5月30日)。

182 病人の数はかなり多様である。1000人や1500人からほんの少数まであり、例えば、エロアール、ダンジヨ、スルシュやリュイネの記述を挙げた注の19、26、32を参照せよ。

183 Souches, *Mémoires*, I, p. 351 (1686年1月18日)。

184 AN O 1 822, p. 822: 'Le rois ne reçoit aux petits appartemens que les gens de la cour qui aient des noms; mais quand ce sont les grands, l'huissier laisse entrer les personnes qu'il connoit.'

185 Khevenhüller, *Tagebuch*, II, p. 154 (1747年5月) (ケーフェンヒュラーが書き足しているところでは、11時から13時または17時から19時の間、ほとんどの場合、部外者が居合わせていたということだ)

186 Passer, 'Berichte', pp. 284, 300 や Mitis, *Jagd und Schützen* と *Die Lust am Jagen. Jagdsitten und Jagdfeste am Kurpfälzischen Hof im 18. Jahrhundert* (Ubstadt-Weiher 1999)の記述は対照的である

187 Khevenhüller, *Tagebuch*, VII, pp. 6-9 and nn. 17-18, pp. 203-219 (17 April 1770年4月17日、ベルヴェデーレ) and 1774-1776, pp. 94, 99-101 and n. 96, pp. 249-251 (1775年9月11日シェーンブルン); 以下の史料の中の詳細な打ち合わせや基本計画と比較せよ。ÖNB cod. 12956, fol. 36 (1770年4月17日); 60 (1770年7月10日); 364-380 (1775年9

月 11 日). *Theater, Feste und Feiern*, pp. xi, 112-114, 276-277, 307. この本の p. 226 と比較せよ。そこでは、ケーフェンヒュラーが Redoutensaal における Freibal での混乱を軽蔑して記述し、以下のことを認めている。‘nicht allein dene sonstigen hierzu qualificirten Personen, sondern überhaupt auch denen vom Handelsstand und Artisten’. 同ページに、ケーフェンヒュラーは、宮廷は‘in mezzo publico’劇場になっていたと記し、私と公の間の繋がりの中であったことをほのめかしている。Hadamowsky, *Barocktheater*, pp. 20, 26 と比較せよ

188 Khevenhüller, *Tagebuch*, IV, p. 10 (1756 年 3 月 3 日), さらに、pp. 11, 18, 21, 23, 36, 45, 46 でも繰り返し言及される; 1765 年 7 月 16 日に関する記載 (*Theater, Feste und Feiern*, p. 236) と比較せよ。そこでは、一連の館での娯楽や‘amusement du jour’について再び記述されている。Klingensmith, *Utility of Splendour* はバイエルンでの同様の発展を描いている

189 *Journal de l'abbé de Véri*, I, pp. 152-154, and p. 478, n. 71. ヴェリは、王に対する視線を維持し続け、王が親しい者の中で隠れた気晴らしをすることを妨げるために正餐での宴会の規則は部分的に変わっていくことを論じている; *Journal inédit du duc de Croÿ*, III, pp. 133-134.